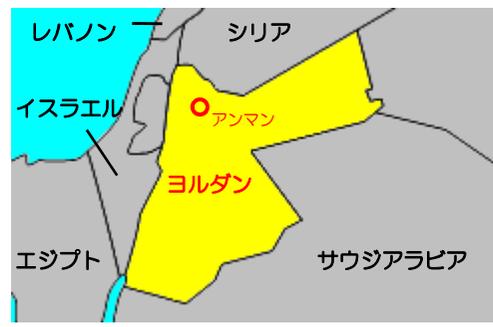
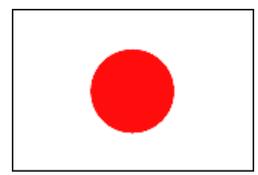


日・ヨルダン原子力協定

- ヨルダンは自国の電力供給を安定的に確保するため、100万kW級の原子炉2基の建設を計画(1基目について、2014年に着工、2019年に運転開始予定。国際的な入札により受注業者を選定しようとしている。)
- ヨルダンは、東京電力福島原発事故後も引き続き我が国の安全かつ最新の原子力関連資機材及び技術に強い関心を示している。
- 現時点で、受注先候補として、日仏の合併企業、ロシア企業、カナダ企業の3社が残っており、2011年中に優先順位が決定される見通しであり、現在、各国とも官民で働きかけを行っている。
- 中東地域の平和と安定の要の一つであるヨルダンに対し、我が国の知見や今般の原子力事故の経験を共有し、安全面の強化に協力することは重要。
- この協定は、両国間の原子力の平和的利用分野における協力を実現する上で必要となる法的枠組みを定めるもの(2010年9月に署名。ヨルダンは国内の承認手続を終了。)。また、原子力安全の強化等に関する協力についても規定。

▶ 我が国は、米国、英国、加、豪州、仏、中国、ユーラトム及びカザフスタンとの間で原子力協定を締結済み。
▶ ヨルダンは、仏、中国、韓国、加、露、英国、スペイン及びアルゼンチンとの間で原子力協定を締結済み。



- ### 協定の概要
- ①核物質等の平和的目的に限った利用
 - ②核物質への国際原子力機関(IAEA)による保障措置の適用(査察等)
 - ③原子力安全関連条約※に基づく措置の実施
 - ④核物質を適切に防護する措置の適用
 - ⑤核物質等の管轄外(第三国)への移転の規制
 - ⑥この協定の適用を受ける核物質のヨルダンにおける濃縮・再処理の禁止

※原子力安全関連条約: ①原子力事故早期通報条約, ②原子力事故援助条約, ③原子力安全条約, ④放射性廃棄物等安全条約

➡ **我が国とヨルダンとの間で移転される核物質、原子力関連資機材及び技術の不拡散・平和的利用を法的に確保することが可能となる。特定のビジネスやプロジェクトについて取り決めるものではないが、我が国由来の原子力関連資機材等の不拡散・平和的利用の確保に関する相手国の義務が明確となる。また、原子力安全の強化等に関し協定に基づく協力の促進が可能となる。**